

# 鳥取縣公報

## 選舉管理委員會規則

◇鳥取縣選舉管理委員會規則第八号  
衆議院議員選舉事務規程を次のように定める。

昭和二十三年十一月十五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

### 第一章 投票区、開票区、選挙権、被選挙権

第一條 衆議院議員選挙法（以下法という）第二條第三項の規定により市町村選挙管理委員会（以下委員会という）が投票区を設けその告示をしたときは、直ちにその寫を縣の委員会に提出しなければならない。

第二條 縣の委員会が法第三條第三項の規定により、市の区域を分けて激開票区を設け又は激町村の区域を合せて一開票区を設けたときは、併せて当該市町村の委員会にその旨通知しなければならない。

昭和二十三年十一月十五日  
号 外

月 曜 日

第三條 市町村長は、その区域内の選挙人が法第六條及び第九條の規定に該当し又は該当しなくなつたことを認知したときは直ちにこの旨關係市町村の委員会に通知しなければならない。

### 第二章 選挙人名簿

第四條 衆議院議員選挙人名簿（以下名簿という）の調製は法令に定めるものを除く外次の各号によらなければならない。

- 一 名簿の調製が終了したときは仮に綴合せ、確定したときは、これを袋綴りとなし、毎綴合せの個所には市町村の委員会印を以て契印を施し、且つ、余白の部分には斜線を施すこと。
- 二 名簿が確定したときの巻末の記載は裏紙の内面にこれを行うこと。

第五條 市町村の委員会は毎年七月二十日迄にその年調製

00246

すべき名簿用紙(正本分)の所要見込数を縣の委員会に請求しなければならない。臨時に名簿を調製するときはその調製期日前七日までにこれをしなければならぬ。

第六條 衆議院議員選挙法施行令(以下令という)第四條の規定により、關係市町村の委員会に名簿を送付し若しくは他府縣より送付をうけたときは、令第五條の例により縣の委員会に報告しなければならない。

第七條 市町村の委員会は、名簿に関し告示をしたときは、直ちにその寫を縣の委員会に提出しなければならない。

第八條 令第五條第二項の規定による名簿を修正した旨の報告は、別記第一号様式によらなければならない。

第九條 選挙人が名簿に脱漏又は誤載ありと認め市町村の委員会にこれが修正を申立てる場合は、別記第一号の二様式により理由書及び証憑を添附してこれをしなければならぬ。

第十條 法第十五條の規定による修正申立に対する決定

及び通知は、別記第一号の三及び四様式により調製し、これをしなければならぬ。

第十一條 名簿に登録された者が、左の各号の一に該当するときは、市町村の委員会は直ちに名簿にその旨符箋しなければならない。

- 一 選挙権を有しなくなつたとき
  - 二 死亡したとき
  - 三 氏名又は住所を変更したとき
  - 四 誤載その他名簿の整理上必要があるとき
- 前項符箋の事項に異動を生じたときは、直ちにこれを整理しなければならない。

前二項の事由が生じたときは別記第一号様式に準じ直ちに縣の委員会に報告しなければならない。

第十二條 市町村の選挙管理委員会委員長(以下委員長という)は、名簿が確定した日現在における登録人員並びに法第三十三條の規定により特別投票を爲すと認められる選挙人の数を直ちに縣の委員会に報告しなければならない。

00247

確定判決により前項の報告後登録人員に異動を生じたときは、その都度報告しなければならない。

第十三條 天災事変その他の事故により更に名簿を調製する必要が生じたときは、市町村の委員会は直ちにその旨を縣の委員会に報告しなければならない。

第三章 投票

第十四條 市町村の委員会は、令第七條の規定により名簿を各投票管理者に送付した後その名簿に符箋事項を生じたときは、直ちにその旨当該投票管理者に通知し、併せてその名簿について符箋整理しなければならない。

第十五條 投票管理者及び投票管理者に事故あるときは又は投票管理者が欠けたときその職務を代理すべき者の選任は、選挙の期日の公示又は告示があつたとき直ちにこれを行ふ、且つ、別記第二号様式により選任書を交付しなければならない。

臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任したときは、前項の規定に準じ選任書を交付しなければならない。

第十六條 投票所を市役所、町村役場その他公共建物以外に設ける場合は、なるべく門戸のある場所を指定しなければならない。

投票管理者が投票所を指定する告示は、その投票区の屬する市町村の委員会の告示の方法に準じてこれをし、直ちにその寫を縣の委員会に提出しなければならない。

天災其の他の事故により投票所の変更をする必要が生じたときは又は投票を行うことができないとき、若しくは更に投票を行う必要が生じたときは、投票管理者は開票管理者並びに市町村の委員会及び選挙長を経て縣の委員会に速報しなければならない。

前項の事由が生じたときは法第二十二條第二項又は法第三十七條の規定による措置を講ずるの外直ちに区域内の選挙人の見易い箇所を選んで三ヶ所以上公示し、且つ市町村の委員会はこの旨投票立会人に通知しなければならぬ。但し選挙当日に事由が発生した場合は投票管理者はその他適當な方法により選挙人にその旨

通知しなければならない。  
投票管理者は、投票所の変更又は投票を行わないことを決定する前に市町村の委員会の意見を求めなければならない。

第十七條 市町村の委員会は、投票用紙、仮投票用封筒、投票箱、点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印等を遅くとも選挙の期日前までに投票管理者に送致しなければならない。

投票用紙及び仮投票封筒は、かぎのかゝる場所に入れ、嚴重に保管しなければならない。

第十八條 投票立会人を選任したとき本人への通知には、投票所、投票開始の時刻その他必要な事項を附加えなくてはならない。

市町村の委員会は、法第二十四條第一項の規定により選任された投票立会人が投票の前日までに欠けたとき又は欠けるに至つたときは、更に選任し、これに充てなければならぬ。但し、投票立会人の数がなお三人に達している場合はこの限りでない。

第一項の規定は前項の選任にこれを準用する。

第十九條 投票所には別記第三号の様式により標札を掲げる外、選挙人の数に應じて適宜これを斟酌し、別記第三号の様式により受付所、選挙人控所、選挙人名簿対照及び投票用紙交付所、投票記載所並びに投票箱の置場等を設備しなければならない。

投票記載所には、筆記用具、点字器等を備え、投票の記載に支障のないようにしなければならない。

第二十條 投票所の門戸及び出入口は、取締を嚴重にしなければならない。

第二十一條 投票所の取締、投票箱の看守又はその送致について、特に必要があるときは、投票管理者は警察官吏又は警察吏員の派遣を求めることができる。

第二十二條 投票管理者は選挙の期前三日までに投票所の事務に従事する者を選任し、その事務分掌並びに取扱手續を定めなければならない。

第二十三條 令第十二條の規定による投票所入場券は別記第四号様式に準じて調製し、選挙の期前三日まで

に選挙人に配付しなければならない。

第二十四條 選挙人が誤つて投票用紙又は封筒を汚損したため、その請求により更に交付するときは、汚損した投票用紙又は封筒は記載した文字の読めないように塗抹させ、これと引換えにしなければならない。

第二十五條 令第十九條第一項の規定による本人である旨の宣言書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

第二十六條 投票所を開閉するとき用うる時計は予めその時計の正否を確認しなければならない。

投票所の開閉は柏子木又は振鈴等により、これを報知しなければならない。

第二十七條 投票管理者は、投票箱を閉鎖したときは、そのかぎを各別に封筒に入れ、二人以上の投票立会人とともに封印を施しその表面にかぎの別及び投票区名並びに保管者の職氏名を記載しなければならない。

投票管理者は、開票管理者を兼ねる場合を除き、前項の処置した封筒を投票箱とともに、これを開票管理

者に送致しなければならない。

天災その他さけることのできない事故により投票の当日、投票箱を送致することができない場合はその旨開票管理者及び選挙長に通報し、投票に関する一切の書類と共に送致の責任ある投票立会人立会の上、安全なる場所に保管しなければならない。

第二十八條 投票管理者は投票が終つたときは、投票に關し別記第六号様式により投票結果調を調製しなければならない。

法第三十五條の規定により投票箱、投票録及び名簿等を送致するときは同時に前項の投票結果調並びに令第三十三條第一項の規定により調製した願末書(別記第八号様式の集計表添附)を開票管理者に送致しなければならない。

第二十九條 投票管理者は、法第三十一條の規定による(これを準用する場合を含む)投票拒否の決定をしたとき及び仮投票をさせたとき又は令第三十四條の規定による不受理の決定をしたときは、左に掲げる事項を

記載した書類を調製しなければならない。

一 選挙人又は投票立会人の異議の要旨及び理由

二 投票管理者の意見の詳細

前項の書類は、投票箱等を送致するとき、開票管理者に送付しなければならない。

第三十條 市町村の委員長は、選挙の期日の公示又は告示があつたときは、直ちに、法第三十三條の投票の事務取扱場所を定め、これを告示しなければならない。

前項の事務取扱場所は第十九條の規定に準じて設備しなければならない。

第三十一條 選挙人が令第二十七條第三項の規定により疎明するときは、市町村の委員長は別記第七号様式に準じて調製した疎明書を徴さなければならない。

第三十二條 令第二十八條第一項又は第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒又は特別投票者証明書を交付若しくは発送したときは、委員長は直ちに名簿(抄本を含む)にその旨符筆しなければならない。

令第三十五條第二項の規定により投票用紙及び投票

用封筒を返したとき、又は同條第三項の規定により特別投票者証明書を返したとき若しくは当該選挙が終了したときは前項の符筆は取除かなければならない。

第三十三條 令第三十三條第一項の顛末書を調製したときは別記第八号様式による集計表を添付し、これを関係のある投票管理者に送付しなければならない。

第三十四條 投票管理者は投票終了後投票用紙及び仮投票用封筒の精算書を別記第九号様式により調製し、投票用紙及び投票用封筒に残余があるときは、これを添え投票に関する書類(開票管理者に送致したものを除く)点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印とともにこれを市町村の委員会に送付しなければならない。

市町村の委員長は前項の精算書を取り纏めその集計表を調製し、投票用紙及び投票用封筒に残余があるときは、これを添え縣の委員会に送付しなければならない。

点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印は市町村の委員会において、これを保管しなければならない。

5。

第四章 開票

第三十五條 法第三條第二項の規定により数町村の区域を合せて、一開票区を設けた場合開票管理者の選任及び開票録、投票録その他開票に関する書類の保存については関係町村がする。令第三十七條及び同第三十八條の協議は縣の委員会が指定した町村の委員会がその会議の主宰に当り協議が調わないときは、直ちに会議の模様について縣の委員会に報告しなければならない。

第三十六條 第十五條の規定は開票管理者及びその代理者若しくは職務管掌者の選任にこれを準用する。

第三十七條 第十六條第一項乃至第三項の規定は開票管理者の指定する開票所及びその告示にこれを準用する。前項において準用する第十六條第三項の事由が発生した場合同條第五項の規定を準用する。

第三十八條 開票所は別記第十号様式に準じて設備しなければならない。

第二十條及び第二十一條の規定は、開票所の取締及

び投票箱の看守にこれを準用する。

第三十九條 開票管理者は開票立会人の確定若しくは選任したときは直ちに開票所及び開票を行う日時等を本人に通知しなければならない。

第三十七條第二項の事由が発生した場合は前項の例に準じなければならない。

第四十條 第二十二條の規定は開票所の事務に従事する者につきこれを準用する。

第四十一條 開票管理者は、すべての投票箱等の送致をうけたときは直ちに電信、電話その他の方法により左に掲げる事項を市町村の委員会を経て選挙長に速報しなければならない。

- 一 選挙当日の有権者数(以下各号とも性別とする)
- 二 投票者数
- 三 棄権者数

00252

四 投票歩合

第四十二條 開票管理者は自ら保管し又は送致をうけた投票箱等を嚴重に保管しなければならない。

開票管理者は自ら保管し又は第二十七條第二項の規定により送致をうけたかぎは、封印のまゝこれを保管し、投票箱を開く場合に開票立会人立会の上、これを開封しなければならない。

第四十三條 投票の点検は所屬投票所の総ての投票を混同してこれをしなければならない。

第四十四條 開票所の參觀を求めるときは、開票管理者は、名簿(その抄本又は寫を含む)に对照し又は名簿に登載されるべき確定判決書を提示させ、選挙人であることを確認した後に入場させなければならぬ。

第四十五條 開票管理者は候補者の得票数を計算するとき、開票事務に従事する者二人をして別記第十一号様式に準じて調製した得票簿に得票数を記入させなければならぬ。

第四十六條 法第四十九條第三項の規定による投票臨検の結果の報告は、別記第十二号様式による開票結果調により、且つ、これに投票結果調及び願末書集計表を添えて、これをしなければならない。

市町村の委員会はその屬する開票区の投票点検が終つたときは、直ちに候補者別得票数及び無効投票数を選挙長に速報しなければならない。

第四十七條 開票管理者は、令第四十二條の規定により投票を送付するときは、同時に投票録、開票に関する書類、名簿、(抄本又は寫を含む。)並びに投票箱を市町村の委員会に送付しなければならない。

投票箱は、市町村の委員会において、これを保管しなければならない。

第五章 候補者及び当選人

第四十八條 選挙長は、候補者の届出又は推薦届出があつたときは、その候補者又は推薦届出者に対し、その候補者の氏名、党派、職業、住所、その他届出事項に変更があつたときは、直ちにその旨の届出を求めなければならぬ。

00253

ればならない。

選挙長は、前項の届出を受理したときは、令第五十條第一項の規定に準じ、これを市町村の委員会及び当該市町村長に通知しなければならない。

候補者の住所地の市町村の委員会は、候補者が被選挙権を有しないとき若しくは有しなくなつたときは、直ちに選挙長にその旨通知しなければならない。

第六章 補 則

第四十九條 この規程により縣の委員会又は選挙長に報告(速報を含む)をする場合は、所轄地方事務所註在書記を経てこれをしなければならない。

第五十條 法令及びこの規程により縣の委員会又は選挙長がする市町村の委員会若しくは市町村長宛の通知は告示をもつてこれに代えることがある。

附 則

この規程は次の総選挙からこれを施行する。

00254

(別記)

第一號様式

衆議院議員選挙人名簿修正報告

昭和 年 月 日現在調製(確定)名簿 何市(町)(村)

名簿区分	名簿番号	住	所	生年月日	氏名	性別	修正要領	修正告示年月日	修正事由

第一號の二様式

衆議院議員選挙人名簿修正申立書

修正申立人 住 所

氏 名

生 年 月 日

昭和 年 月

日現在調製の衆議院議員選挙人名簿を縦覧いたしましたところ該名簿中に脱漏(誤載)がありますので別紙理由書及び証憑を添付名簿の修正方申立いたします

昭和 年 月 日

右 氏 名 印

00255

第一號の三様式

何市(町)(村)選挙管理委員会  
委員長 何 某 殿

決 定 書

修正申立人 住 所

氏 名

生 年 月 日

右の者昭和 年 月 日選挙人名簿に關し(本人の申立理由を記述すること)の理由により修正申立をなした。この選挙管理委員会はこれを受理し審査したところ(選挙管理委員会の決定理由を記述する)を正当と認め左記の通り決定した

記

何某は昭和 年 月 日現在調製の衆議院議員選挙人名簿に(の)(より)登録(訂正)(削除)されることが正当である。

昭和 年 月 日

何市(町)(村)選挙管理委員会 印

第一號の四様式

昭和 年 月 日

何市(町)(村)選挙管理委員会 印

何 某 殿

選挙人名簿修正申立に対する決定通知書

衆議院議員選挙人名簿に關し貴殿の修正申告の件は本日別紙決定書の通り決定(決定修正をなしたるときは「決定修正」をいたしましたから右通知いたします。

第二號様式

選 任 書

昭和 年 月 日 執行の衆議院議員何選挙につき本市(町)(村)何投票(開票)区の投票(開票)管理者  
 (の代理者)(の職務担当者)に選任する、

昭和 年 月 日

何郡(市)何町(村) 選挙管理委員会 印

第三號の一様式

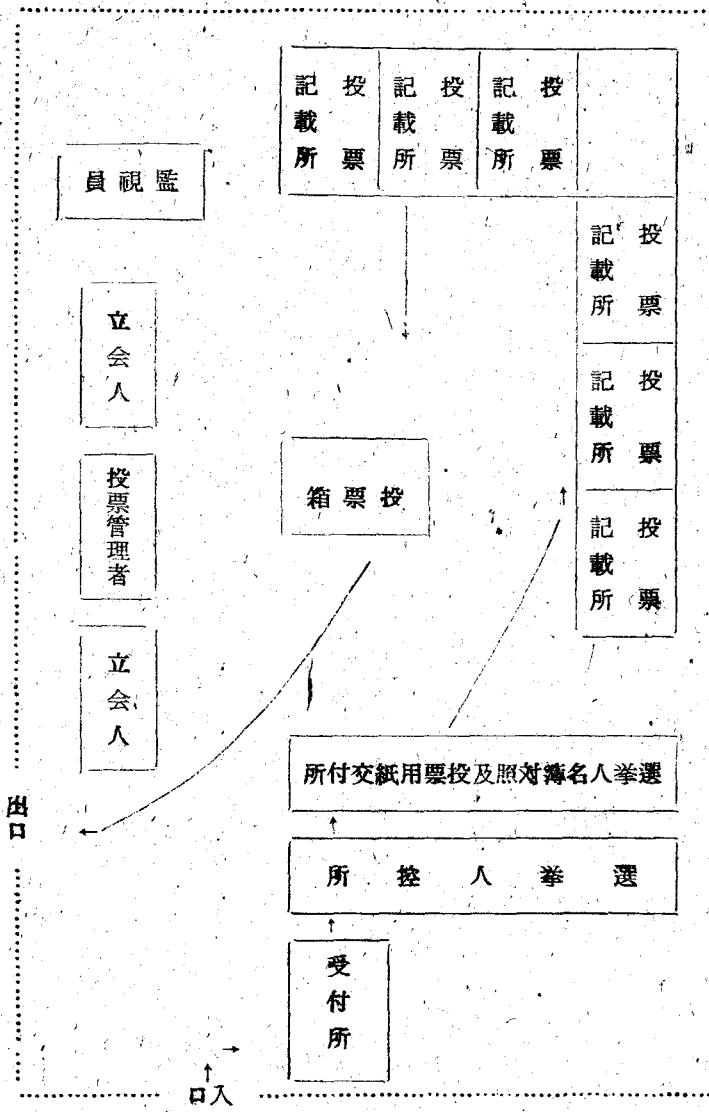
投 票 所 標 札

何郡(市)何町(村) 衆議院議員選挙何投票区投票所

開 票 所 標 札

何郡(市)何町(村) 衆議院議員選挙何開票区開票所

第三號の二様式



第四号様式

衆議院議員選挙投票所入場券		選挙人名簿		投票所		投票日時		到着番号		投票用紙交付	
選挙人名簿番号	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何
選挙人名簿	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何
選挙人名簿	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何
選挙人名簿	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何
選挙人名簿	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何
選挙人名簿	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何
選挙人名簿	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何
選挙人名簿	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何
選挙人名簿	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何
選挙人名簿	何	市(町)(村)	何	町(字)何	番地	何	市役所	(〇〇学校)	何	午前七時より午後六時まで	何

選挙人名簿

- 一、選挙の当日必ず本人が持参し所定の投票所の受付に提示して入場して下さい。
- 二、投票所に入つたら選挙人名簿の対照を受け投票用紙を受取つて下さい。
- 三、投票用紙に議員候補者一人の氏名(候補者の氏名以外は一切自分の氏名も記載することは出来ません)を自書し折疊んだ上投票箱に入れて下さい。
- 四、投票所に入つたら私語は出来ません。

何郡(市)町(村)何投票所投票管理者

氏

名

印

第五号様式

宣言書

私は本日衆議院議員選挙につき、投票のため自ら投票所に参着したものであつて、左に署名した本人に相違ありませんからこの旨宣言いたします。

昭和 年 月 日

何郡(市)何町(村)字(何町)何番地

選挙人 氏

名

右宣言書を本人に読み聞かせた上、署名させた

昭和 年 月 日

何郡(市)何町(村)何投票区投票管理者

氏

名

第六号様式

衆議院議員選挙結果調

第一表 有権者数及び投票者数調

性別	選挙人名簿に登録された者の総数	投票した者の総数	棄権した者の総数	未だ復員しない者の総数	計	選挙人名簿に登録するまでの総数	選挙資格なき者の総数	選挙期日に選挙権を失つた者の総数	自ら候補者の氏名を書き付いた者の総数	死亡した者の総数	計
男	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)
女	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)	(ヘ)
計	(イ)+(イ)	(ロ)+(ロ)	(ハ)+(ハ)	(ニ)+(ニ)	(ホ)+(ホ)	(ヘ)+(ヘ)	(ヘ)+(ヘ)	(ヘ)+(ヘ)	(ヘ)+(ヘ)	(ヘ)+(ヘ)	(ヘ)+(ヘ)



00260

備考 投票率及び棄権率は小数以下第五位まで計算し四捨五入して四位に止めて一〇〇倍する。

第二表 点字投票、調

計	女	男	別性
			点字投票総数
			施行令第二十一條第二項の点字投票
			特別投票の点字投票
			其の他

第三表 代理投票 調

計	女	男	別性
			代理投票総数
			施行令第二十ノ二第一項の代理投票
			施行令第三十條第三項及び第五項の代理投票
			其の他

第四表 仮投票 調

計	女	男	別性
			仮投票総数
			施行令第二十條ノ二第二項の仮投票
			施行令第二十一條第三項の仮投票
			其の他

備考 施行令第二十條ノ二第二項の仮投票は第三表の施行令第二十條ノ二第一項の代理投票に、施行令第二十一條第三項の仮投票は、第二表の施行令第二十一條第二項の点字投票に一致しなければならぬ。

第五表 特別投票 調

計	女	男	別性
			選挙管理委員長から送致を受けたもの
			(イ)の内の拒否しなかつたもの
			(イ)の内の拒否したもの
			その他
			つたもの
			小計
			投票所を開いた時刻後送致をうけたもの

第六表 投票立会人 調

別性	計	女	男
選挙管理委員会において選任したもの			
投票管理者において選任したもの			
投票に立会したもの			

00261

00262

計	女	男

第七号様式

証明書

住所  
職業

選挙人 氏名

私は左の事由により昭和 年 月 日執行の衆議院議員選挙の当日自ら投票所に行き投票することができないものであるが何々（証明書を提出することができない旨を詳細に記載すること。）のため証明書を提出することができないのでここに証明する

年 月 日

選挙人 氏名

第八号様式

頭末書集計表

一、何々（衆議院議員施行規則別記「衆議院議員施行令第二十七條第一項の規定による証名書様式」の事由に準じて選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない事由を記載すること。）

00263

計	女	男	性別		選挙人	投票用紙及封筒の請求方法	事由	施行令第二十六條第二項の申立有無	投票用紙及び封筒の交付方法	特別投票者証の明書交付の済否	投票受領の区分直送郵	受理不受理拒否の区分	備考

備考 1、「ロ」欄及び「ホ」欄の直には選挙人が直接請求したもの及び選挙人に直接交付したものを、同欄の郵には郵便で請求したもの及び郵便で送付したものを記入すること。  
2、「ハ」の事由1、2、3、は法第三十三條の一号乃至三号事由の該当区分によつて記入すること。  
3、「ト」欄には直接受理したものは直、他の委員長より送致をうけたものは送、郵送により受理したものは郵欄に計上すること。

第九号様式  
衆議院議員選挙投票用紙及び投票用封筒精算書

区	分	受	高	使用	高	残	高	同	内
投票用紙									
仮投票封筒									
特別投票封筒									

第十号様式

付受 入口 出口

席人観参

投票係  
記録係

投票箱置場  
投票点検係  
得票計算係

○開票立会人  
○開票立会人  
○開票管理着  
○開票立会人

第十一号様式

衆議院議員選挙得票簿

何郡(市)何町(村)何開票区

得票計算者 氏

氏

名

候補者氏名

得

票

数

摘

名

要

計

備考 摘要欄には、候補者ごとにその有効得票数の五十票づゝの束の数を記入すること。

第十二号様式

衆議院議員選挙開票結果調

第一表 議員候補者別得票数調

議員候補者氏名

得

票

数

計

第二表の一投票調

区

有効投票と決定したもの

分

投

票

数

成規の用紙を用いたもの

議員候補者の氏名の外他事を記載したもの

候補者でない者の氏名を記載したもの

二人以上の議員候補者の氏名を記載したもの

被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの

議員候補者の氏名を自署したもの

無効投票と

決 定 し た も の

議員候補者の何人を記載したかを確証し難いもの
丸点又は線を記載したもの
記載のないもの
名刺紙片の類を貼付したもの
印鑑をおしたのもの
単に雑事を記載したもの
その他
計
総計
投票と認め難いもの

鳥取縣選挙管理委員会規則第九号

衆議院議員選挙運動等の臨時特例に関する法律の規定に  
基き衆議院議員臨時選挙運動規程を次のように定める。

昭和二十三年十一月十五日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸

(立会演説会)

第一條 選挙運動等の臨時特例に関する法律(以下法と  
いう。)第二條の規定による立会演説会開催の町村は  
鳥取縣選挙管理委員会(以下委員会という。)が告示  
によりこれを指定する。

第二條 法第三條第二項の規定により議員候補者がその  
代理人をして演説をさせることのできる立会演説の回

数は、法第五條第二項の規定により議員候補者が演説  
をすることのできる立会演説会の日時及び会場を決定  
した際これを告示するものとする。但し法第六條第一  
項の規定により立会演説会に加わる議員候補者につい  
ては、その都度これを当該候補者に通知するものとす  
る。

第三條 法第三條第二項の規定により議員候補者に代つ  
て立会演説会をしようとする者は、当該市町村の委員  
会に対し議員候補者の代理人である旨を説明しなけれ  
ばならない。

2 前項の規定により議員候補者に代つて演説をした者が  
あるときは、市町村の委員会は、直ちにその者の住所  
氏名及び当該議員候補者の氏名を縣の委員会に報告し  
なければならぬ。

第四條 法第五條第一項の規定による立会演説会に加わ  
るべき旨の届出は、選挙の期日の公示又は告示の日か  
ら四日までこれをしなければならぬ。

2 法第五條第二項の規定による議員候補者所屬の班及び

演説の順序を決定するに並に演説をすることのでき  
る立会演説会の日時及び会場の決定は縣の委員長が前  
項の届出期限の翌日これを行い、關係市町村の委員会  
及び届出のつた議員候補者に通知するものとする。

3 法第六條第一項の規定による立会演説会に加わるべき  
旨の届出は、最初に加わるべき立会演説会開催の日前  
四日までこれをしなければならぬ。

第五條 前條第三項の規定による届出のあつた議員候補  
者の所屬すべき班は所屬議員の数の少い班について縣  
の委員長が指定する。但しその班の所屬数が同じであ  
るときはくじでこれを定める。

2 前項の議員候補者が最初に加わることを得べき立会演  
説会におけるその者の演説順序は最後とする。

第六條 縣の委員会は法第六條第二項の規定による決定  
をしたときは直ちにその旨を当該議員候補者及び關係  
市町村の委員会並びに關係議員候補者に通知するもの  
とする。

第七條 立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演

00268

説をすべき議員候補者の氏名及び党派の掲示は、市町村の委員会が予め定められた場所において張札(長五十五種、幅四十一種程度)により、これをしなければならぬ。

2 前項の掲示における各議員候補者の氏名及び党派別の掲載の順序は当該立会演説会における議員候補者の演説すべき順序とする。

第八條 立会演説会において演説をしようとする者は遅くとも自己の演説をすべき時刻十分前までに会場に参着しなければならぬ。

2 遅参の事由に因りて連絡せずして前項の時刻までに参着しなかつたものはその演説会においては、欠席したものとみなす。但しその事由に因りて演説会主催者の承諾を得た場合は順位を繰下けて参加させることができる。

3 立会演説会に参加すべき旨の届出をした議員候補者が演説会に欠席する場合においては当該演説会開催の三日前まで関係市町村の委員会に対し、その旨文書で

届出でなければならぬ。

1 前二項の規定により欠席し又は欠席とみなされ若しくは順位を繰下けて参加させられた場合次の演説会における演説順序はその者が正当に繰上げられるべき順序によらなければならない。

第九條 立会演説会開催地の市町村の委員会は予め委員又は区域内の選挙人の中から適当と思われる演説会の司会者及び事務従事者を選任して置かなければならぬ。

第十條 立会演説会において自己の演説の時間を経過してもなお演説をやめない者がいるときは、司会者はこれを止めさせなければならない。

第十一條 立会演説会において演説を妨害しその他演説会の秩序を乱す者があるときは、司会者又は事務従事者はこれを制止し、その制止に従わない者は、これを演説会場より退出させなければならない。この場合において必要と認められたときは警察官(吏員)の派遣を求め又は処分を請求することができる。

00269

第十二條 天災その他避けることのできない事故により法第二條の規定による立会演説会を開催することができないときは、市町村の委員会は、直ちにその旨を告示するとともに関係議員候補者に通知し、且つ、これを縣の委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたとき、又は縣の委員会において前項の規定に該当すると認められたときは、縣の委員会は、当該市町村の委員会をして当該立会演説会に代るべき立会演説会を開催させることがあるものとする。

この場合において、当該市町村において開催することができないときは、他の市町村をして開催させることがある。

3 前項の規定による立会演説会を開催すべき市町村、立会演説会の日時及び会場並びに演説の時間等は、縣の委員会においてこれを決定し、その旨を告示するとともに関係ある議員候補者及び市町村の委員会に通知するものとする。

第十三條 市町村の委員会は、法第二條の規定により立

会演説会を開催する場合においては、照明、演壇、拡声機、議員候補者席、聴衆席、司会者席等立会演説会開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない。

2 前項の規定によりなすべき設備に関し、その程度、その他必要な事項は市町村の委員会において、予め縣の委員会の承諾を得てこれを定めて置かなければならぬ。

(個人演説会)

第十四條 市町村の委員会は選挙運動等の臨時特例に關する法律の施行に關する政令(以下令という。)第一條に規定する個人演説会に使用する施設の指定又は変更選挙の期日の公示又は告示の日までにおいて予めこれをし縣の委員会に報告しなければならぬ。この場合令第八條第三項の規定による設備の程度及び政令第十二條の規定により定められた事項等について併せて報告しなければならぬ。

2 令第一條第五項の規定により同條第一項に規定する施

設以外の施設を指定するときは、特別の事情がある場合にのみ限り、公共団体の所有し若しくは管理する施設についてこれをなし、個人の所有に属する施設は可及的にこれを避けなければならない。

第十五條 令第二條第一項の規定による届出用紙は別記第一号様式による。

第十六條 法第十二條第二項の規定による掲示は概ね長四十一種、幅二十八種の張札により市町村の委員会が予め定められた箇所に貼付してこれをしなければならぬ。この場合同一日に個人演説会を開催すべき二人以上の議員候補者の掲示については、一の張札にするを妨げなす。

第十七條 議員候補者は個人演説会の開催に際し、令第八條第五項の規定により自ら必要な設備を加えようとするときは、届出書にその旨を記載しなければならぬ。

第十八條 議員候補者は個人演説会の開催に際し、令第八條第五項の規定により自ら必要な設備を加えようとするときは、届出書にその旨を記載しなければならぬ。

ない。

前項の規定により特に増加した費用は使用者においてこれを負担しなければならない。

第十八條 個人演説会に關し法令又はこの規程に特別の規定があるものを除くほか衆議院議員選挙運動のため学校等の設備の使用及びその使用による演説会開催のために必要な施設の公営に關する規程を準用する。

(街頭演説会)

第十九條 法第十四條の規定により議員候補者が街頭演説会を開催する場合は議員候補者たることの表示をその身体に付けて行わなければならない。

(自動車等の制限)

第二十條 法第二十二條第三項の規定により選挙運動のために使用する自動車、拡声機又は船舶にはそれぞれ県の委員会が定めた別記第二号様式により交付した表示を次の箇所に付しておかななければならない。

- 一、自動車にありては車体の前部
- 二、拡声機にありては支柱の上

三、船舶にありては船軸

前項の規定により交付をうけた表示は使用を了したとき、又は議員候補者たることを辞したとき若しくは死

別記第一号様式

個人演説会開催届出書

号鳥取縣選挙管理委員会之印

住 所 党 派 名 議員候補者 氏 名

衆議院議員選挙運動等の臨時特例第九條第一項の規定による個人演説会を左記により開催いたしますので同法第十二條第一項の規定により届出いたします。

年 月 日

議員候補者 氏

名

市町村選挙管理委員会委員長殿

記

一、使、用、す、べき、施設 例 何 小 学 校

二、使、用、の、日、時 昭和 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分 迄何時間何分

三、演 説 者 住 所 党 派 名 議員候補者 氏 名 (その代理者)

四、使用に係る事務連絡者 住 所 氏 名

五、前回の個人演説回数

六、自ら施設を加える場合はその程度

亡したときは直ちに縣の委員会に返付しなければならない。

別記第二号様式  
自動車、拡声機、船舶の表示及び証明書

表 示

候補者氏名  
用

鳥取縣選  
挙管理委  
員会之印

備考

区分	材料	地色	寸法
自動車	布	赤色	縦三三 横二四
拡声機	布	白色	縦十六 横十二
船舶	布	白色	縦三三 横二四

証 明 書

白(声)(船)第 号  
証 明 書

議員候補者 氏 名

この自動車(拡声機)(船舶)は昭和二十三年法律第十九号第二十二條第一項の規定により右の者が使用する自動車(拡声機)(船舶)であることを証明する。

年 月 日

鳥取縣選挙管理委員会 印

裏 面

注 意

この証明書は自動車(拡声機)(船舶)の使用には常時携帯すること。

紛失、汚損したときは直ちに縣の選挙管理委員会にその旨届出ること。

使用を了したとき、議員候補者たることを辞したとき若しくは死亡したときは表示とともに縣の選挙管理委員会に返付すること。

正 誤

衆議院議員選挙、選挙運動事務規程

正 誤 表

- |          |                    |                    |
|----------|--------------------|--------------------|
| 頁 行      | 誤                  | 正                  |
| 一 一一     | 契印を施し              | 契印をし               |
| 二 一七     | (委員長という)           | (以下委員長という。)        |
| 五 一一     | 予め                 | 予じめ                |
| 五 一二     | 開閉は拍子木             | 開閉は拍子木             |
| 七 一三     | 書類の保存については関係町村がする。 | 書類の保存については関係町村がする、 |
| 八 三三     | 開票所の取締及び投票箱の       | 開票所の取締及び投票箱の       |
| 九 六      | 投票箱の               | 投票箱の               |
| 一三 三     | 修正申告の              | 修正申告の              |
| 一五 (裏三)  | 投票箱に               | 投票箱に               |
| 一六 (第六号) | 衆議院議員選挙結果調         | 衆議院議員選挙結果調         |
| 一九 (第七号) | 証明書                | 証明書                |
| 二一 (第十号) | 証明する               | 証明する               |
|          | 投票箱置場              | 投票箱置場              |

二五	衆議院議員臨時選挙運動規定	衆議院議員臨時選挙運動規程
二五	鳥取縣選挙管理委員会	鳥取縣の選挙管理委員会
二五	立会演説をしようとする	立会演説をしようとする
二六	繰下げて	繰下げて
二九	委員会が定めた別記第二号	委員会が別記第二号
三〇	臨時特例第九條第一項	臨世特例に関する法律第九條第一項
三一	(備考) 自動車欄中寸法	
	縦三二種	横三二種
	縦二四種	横二四種
	裏面注意	
三一	(証明書) 使用中は	使用中は

昭和二十三年十一月十五日印刷  
昭和二十三年十一月十五日發行

取縣公報

(昭和二十三年) 四月十五日  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町



# 鳥取縣公報

## 告示

鳥取縣告示第五百七十一ノ二号

十一月十五日定例鳥取縣議會における鳥取縣選舉管理委員會委員及び同補充員の選挙において次の者が当選した。

昭和二十三年十一月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 一、委員

鳥取市浜坂四六四

上根 政幸

同東町二二八ノ二

太田 英雄

同元大工町四七ノ四

平井 久子

米子市西福原一一四〇

久 禁 茂

鳥取市中町二五

鎌田 石蔵

八頭郡若櫻町大字若櫻一一二一ノ一四 井 潔

### 二、補充員

昭和二十三年十一月十五日  
号 外

月 日

### 補充順位

同	一	氣高郡豊実村大字大桶	窪田 國藏
同	二	八頭郡國英村大字釜口	太田 茂満
同	三	鳥取市東町	柴田俊太郎
同	四	同馬場町	林 薫
同	五	米子市皆生	井坂 良稔
同	六	東伯郡倉吉町大字仲之町	藤村 楨夫

鳥取縣公報 昭和二十三年十一月十五日

昭和二十三年十一月十五日

昭和二十三年十一月十五日